

海外向け委託販売に関する契約書

甲：JWORLD株式会社

乙：_____

海外向け委託販売に関する契約

JWORLD株式会社

第1条 主旨

本契約は、Japan World Incが主宰する海外向けインターネット通販サイト（以下「当サイト」という）を運営するにあたり、JWORLD株式会社（以下「甲」という）が、日本の商品掲載および販売実績における精算対応の委託を受けこれを責任をもって遂行することを受諾したことにより、委託販売による商品掲載希望者（以下「乙」という）と甲との委託方法及び精算方法についての契約関係を定めるものである。

第2条 権利関係

甲は、前条を実現するために乙より商品を預かり、当サイトに掲載し当サイトで販売された実績をもとに乙との精算を行ないます。

そこで、甲は乙と委託販売に関する契約を締結し、通信販売の売買契約締結をもって、月末締め翌月末払いで現金を振り込むことによって支払い精算を実行します。

ただし、個別に特約が存在する場合は、その特約が優先するものとします。

第3条 掲載条件

第1項 甲は、乙より申請書の提出と仲介手数料の振込を確認後、乙の申請する商品情報および輸出に必要な不備の無い資料の提供を受け、担当地域の保税區に当該商品を輸出するチェックおよび申請を行ない、税関の許可の後に本契約書の作成を依頼し本契約の締結をします。

ここで言うところの、商品情報とは、当サイト売買契約締結時の精算額（甲への卸価格）を含め、輸出時に必要な当該商品の情報および資料のすべてを言います。

また、必要項目は申請書を確認ください。

さらに、社会情勢や諸事情により、一度許可がおりても、追加の資料の提出があることを了承いただきます。なお、外国語への翻訳等の依頼はお受けできませんが有料となります。

第2項 前項により輸出できない場合もしくは申請書提出時の卸価格の提示により、掲載をお断りをする可能性があります。

第3項 担当諸国の規定により輸入できない成分等があった場合、掲載できないことがあります。

第4項 顧客に届くまでの時間に耐えることができない商品等、消費期限、賞味期限の短いものは掲載できません。原則、保税倉庫に入荷した時点で1年以上の期限を有する商品とする。

第4条 商品管理と掲載契約期間

第1項 本契約を締結し不備の無い商品情報の提供を受け、輸出等の準備ができ次第、商品ページの作成を行ないます。担当地域の保税區に商品が届き、出荷可能な状態に合わせて掲載が開始されます。

第2項 この掲載開始日から翌年前月の末日までの1年間を掲載契約期間とし、期日の1か月前までに双方より申し出がない限り自動的に1年間更新され翌年も同様に継続いたします。

ただし、仲介手数料の振込が確認できない場合は掲載は停止されます。

第3項 商品が欠品し次の納品が見込めなくなった場合は、甲は乙からの連絡をもって掲載を停止します。この連絡がない場合、納品の請求をいたしますので至急の納品をお願いします。

第4項 乙の掲載商品に対する在庫報告は随時報告いたしますが、甲は乙に対し極力欠品にならないよう協力を要請します。

第5項 消費期限もしくは賞味期限のある商品は、その到来までに7か月以上の期間を有するものとする。

第5条 納品と責任範囲

第1項 乙は、甲の指定する日本国内の納品場所に期日までに納品を完了していただきます。

この時の費用は乙負担とし、甲の指示に従っていない納品物は受領することはできず、乙の負担で返却され、指示通りの納品となるまで乙の負担で繰り返されることを了承していただきます。

第2項 甲は、輸出申請手続きから担当保税區まで、甲負担において責任をもって乙の商品を移動させます。

ただし、輸送中の甲の責に帰さない事象で破損、滅失した場合はこの限りではありません。

第3項 商品についての管理責任は納品費用負担範囲と同一として、この範囲内においては、善良なる管理者の注意をもって双方で厳に負うものとする。

第4項 正式な商品個数の認識は、各地域の保税區の倉庫で検品した数字であることに同意していただきます。

海外向け委託販売に関する契約

JWORLD株式会社

第6条 販売報告と精算までの流れ

- 第1項 甲は乙に対し、商品毎に当月の出荷実績により月末締めて翌月末に出荷実績分を精算し支払いをいたします。
- 第2項 支払は乙の指定口座に現金を振り込むことにより精算とします。
- 第3項 甲は乙に対し、当月の出荷実績を当月末に締めて、翌月10日までに販売報告書として提出します。
- ① 乙は、内容を確認し、請求書を発行して翌月20日までに甲に提出します。
 - ② 甲は、この翌月20日までに提出された請求書をもとに乙の指定口座に現金を振り込み支払いをします。ただし、売買契約の解除、解約または公共機関等のあっせんにより契約が取り消しになった場合は、そのマイナスの売上が計上された月に販売報告に加算され精算をいたします。
 - ③ 販売報告に疑義や疑問点がある場合、乙からの申告をもとに調査し20日までに完了した場合は月末に、完了しない場合は翌月へと支払いが持ち越しとなることをご了承いただきます。

第7条 禁止行為

- 第1項 以下に記載する行為は厳に禁止します。
- ① 輸出を行なうため、監督官庁等に提出する情報に偽りがあった場合、次に輸出申請ができなくなる可能性があるため事実でないもしくは偽りの情報提供は厳に禁止いたします。
 - ② 甲と乙との連絡が取れない状態を禁止します。
 - ③ 甲の指示に従わない、もしくは期日を守らない納品行為を厳に禁止します。
- 第2項 本契約を起因として得た情報を元に、情報、ノウハウ、流通業者および経路等の他社流用を厳に禁止します。

第8条 掲載停止

- 第1項 以下に記載する状態については、掲載を停止いたします。
- ① 消費期限もしくは賞味期限のある商品で、その到来までの期間が7か月以内となった場合
 - ② 先の納品の見込みがないと乙より報告を受けた場合
 - ③ 納品予定の報告の無い、在庫0表示については、0表示になった月から2か月を超えた場合
 - ④ 禁止行為に抵触する恐れのある、もしくは抵触すると甲が判断した場合
 - ⑤ 諸国の監督官庁等、公の機関より指導等を受けた場合
 - ⑥ 公序良俗に反すると甲が判断した場合
- 第2項 前項①の状態になる可能性のある場合、乙より書面による申し出により甲は販売方法の変更等に応じることができず。
- 第3項 掲載停止となった場合、乙負担で以下のいずれかから選択することで対応します。
- ① 当該商品を当該諸外国から日本まで戻し、日本の港から乙指定場所まで、すべての返却費用を乙の負担する。
 - ② 当該商品の所有権を放棄し現地にて処分する。ただし、この処分に係る費用は乙の負担とする。

第9条 秘密保持

- 第1項 本規約において「秘密情報」とは、本契約、当サイトまたは本サービスに関連して、乙が甲より書面、口頭もしくは記録媒体等により提供・開示されたまたは知り得た、甲の技術、購入者、営業、業務、財務、組織、会員、個人その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、以下の場合は秘密情報から除外するものとします。
- ① 甲から提供もしくは開示がなされた、または知得したときに、既に一般に公知となっていたまたは既に知得していたもの。
 - ② 甲から提供もしくは開示または知得した後、自己の責めに帰し得ない事由により刊行物その他により公知となったもの。
 - ③ 提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したものの。
 - ④ 秘密情報によることなく単独で開発したものの。
 - ⑤ 甲から秘密保持の必要がない旨書面で確認されたもの。
- 第2項 乙は、秘密情報を本サイトの販売目的のみに利用するとともに、甲の書面による承諾なしに、第三者に甲の秘密情報の提供、開示または漏洩を行なわないものとします。ただし、裁判所または政府機関の命令、要求または要請があった場合を除きます。また、当該命令、要求または要請があった場合、乙は速やかにその旨を甲に通知することを義務とし、必要な範囲のみ開示するものとします。
- 第3項 乙は、秘密情報を記載した文書または磁気記録媒体等を複製する場合には、甲に対して書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行なうものとします。
- 第4項 乙は、甲から求められた場合には、いつでも、遅滞なく、甲の指示に従い、秘密情報ならびにこれを記載した書面、その他の記録媒体物およびその全ての複製物を返却または廃棄する義務およびその証を提出する義務を負います。

海外向け委託販売に関する契約

J WORLD株式会社

第10条 紛争処理および損害賠償

- 第1項 申出により問題の発生が確認できた場合、甲は乙に連絡を入れ甲の指示に従い、この問題に対応していただきます。
また、顧客が納得しない場合は以下のような対応となります。
- 第2項 本契約に係る商品もしくは商行為において、当該諸品に瑕疵がある、もしくは、盗品またはその疑いがある等、第三者からの権利主張、異議申立、苦情、損害賠償請求等があった場合には、弁護士費用を含め当該商品に係る乙の責任と費用でこれに対応し負担していただきます。
- 第3項 本契約に係る商品もしくは商行為において、納品遅延もしくは商品の瑕疵が原因で、購入者に対し商品の発送ができず、商品の交換もしくは返金等が必要になった場合、これに要した費用は当該商品に係る乙に全額負担していただきます。
また、販売報告に踏襲し加味できるものは販売報告書にて精算することをご了承いただきます。
- 第4項 公の機関の指導により、当サイトを經由して商品売買契約が締結している契約において、契約解除もしくは解約等のあつせんがあった場合、甲がその時の環境や状況に合わせて対応します。
その結果、契約解除、解約をする場合があることを了承いただきます。
さらに、この場合、当月で返品があったものとして販売報告に計上し精算をいたします。
- 第5項 上記対応しきれない場合は、個別対応を取らせていただきます。
- 第6項 第7条第2項に記載の行為が確認できた場合、甲は乙に対し、本契約に反する行為と認定し、係る損害の賠償を請求いたします。

第11条 個人情報の取り扱い

- 第1項 甲による乙の個人情報の取扱いについては、
甲個人情報保護ポリシー (http://www.jwoashop.jp/show_privacy) の定めによるものとし、乙はこの個人情報保護ポリシーに従って甲が乙の個人情報を取り扱うことについて同意するものとし、
- 第2項 甲は、乙が提供した情報、データ等を、個人を特定できない形式での統計的な情報として、甲の判断で利用および公開できるものとし、

第12条 不可抗力

天災地変、法令の制定改廃、業務委託先の業務停止その他の不可抗力または、これに準ずる甲の責めに帰し得ない事由によって本契約の履行が不可能となった場合、これにより乙に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとし、乙はこれに同意していただきます。

第13条 権利の譲渡もしくは委譲

- 第1項 乙は甲との契約の当事者です。
- 第2項 契約締結時もしくはその後発生する諸々の権利を、その契約締結した個人「乙」から譲渡もしくは移譲することはできません。また、契約の当事者が法人の場合、当該登記簿に記載の取締役以外には権利の譲渡もしくは移譲することはできません。

第14条 変更

甲は、乙に対し何ら通知することなく法律の改正、社会情勢、その他の事情により本規約（甲ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含みます）を変更できるものとし、
また、この変更または追加した最新の契約内容を有効なものとするに同意していただきます。

第15条 契約の解約もしくは解除

- 第1項 禁止行為の定め抵触する恐れがあると判断した場合、甲は乙に対して注意を促し改善を指示する書面を送ります。
- 第2項 書面発送から1か月以内に改善が見られない場合、契約が解約されます。
- 第3項 禁止行為の定め抵触すると判断した場合、本契約は解約されます。
- 第4項 契約が解約もしくは解除され、商品の返却が発生した場合は、掲載停止時と同様に乙の負担で諸外国から返却させることに同意していただきます。
- 第5項 掲載停止もしくは契約の解約・契約解除等になった場合、契約期間に余りが存在していたとしても、月割りで精算するなどいたしておりませんのでご了承ください。

海外向け委託販売に関する契約

JWORLD株式会社

第16条 所轄裁判所

乙と甲との協議にもかかわらず、本規約に関する理解の相違により生じた紛争について、裁判により解決を図ることになった場合は、その訴訟額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意していただきます。

第17条 契約期間

本契約の契約期間は、契約締結から1年間とし、本契約を終了するには2か月前までに双方からの申し出が必要です。また、申し出が無い場合は自動更新とし翌年も同様とします。

第18条 精算時の振込先口座

乙に対する振込先口座は以下の通りです。

銀行の場合	銀行名	
	支店名	
	口座番号	
	口座名義 (カナ)	
	口座名義 (漢字)	
ゆうちょ銀行の場合	記号番号	—
	口座名義 (カナ)	
	口座名義 (漢字)	

第19条 契約の当事者

2020年 月 日

甲：JWORLD株式会社

〒110-0005 東京都台東区上野 6-1-6-202

印

代表取締役 山田 純

乙：(氏名)

(住所)

印

本契約締結の証として、本書面を2通作成し、双方で1通ずつ保管するものとする。

海外向け委託販売に関する契約

JWORLD株式会社

別表【仲介手数料／プラン】

基本プラン	掲載商品数 5商品まで	掲載料 550,000円(税込)
基本+(プラス)プラン	掲載商品数 6~20商品まで	掲載料 1,100,000円(税込)
上限なしプラン	掲載商品数 上限なし	掲載料 2,200,000円(税込)

別表【翻訳料】

当該外国語、文字数により違いがあります。

海外向け委託販売に関する契約

JWORLD株式会社

本契約における特約

乙： _____ 御中

この度は、契約締結誠にありがとうございます。
下記に特約をもうけさせていただきました。ご確認お願いいたします。

記

本契約における最初の商品（初回預かり分「別紙明細商品」）において、万が一、翌年同月末の時点で売り残り（在庫）があった場合、当該商品について乙の卸価格で甲が買い取る方法で当該商品代金を保証します。

以上

甲： JWORLD株式会社
〒110-0005 東京都台東区上野 6-1-6-202
代表取締役 山田 純

印